

募集

こんにちは赤ちゃん訪問・新生児および妊産婦訪問事業の指導員募集

応募資格昭和37年4月1日以降生まれで、保健師又は助産師の資格を有するかた
募集人数若干名
採用日平成30年4月
※事前に研修を行います。
内乳児および妊産婦への訪問指導業務
選考方法面接
面接日2月中旬～下旬
※詳しくは応募者に通知します。

申請履歴書に必要な事項を明記し、資格証明書(写し)を添付し、1月30日(必着)までに直接又は郵送で子育て支援課(いきいきプラザ3階)へ
子育て支援課
児童・生徒の日本語適応指導のための通訳ボランティアの募集
市内の公立小・中学校に在籍している帰国および外国籍の児童・生徒のうち、日本語の使用に著しい困難を有する子どもたちに対し、一緒に授業へ参加して、先生の言葉を通訳するなど、言語・学習指導をサポートするボランティアのかたを募集します。
すべての外国語に対する通訳を募集していますが、英語、ネパール語、中国語の通訳が特に不足しています。
募集、登録は随時行っていますので、興味のあるかたは問い合わせ先へご連絡ください。

平成30年度嘱託職員募集
募集職種専務的非常勤(一般事務等)、生活保護相談員、

健康の維持増進および疾病

生活保護地区担当員、母子・父子・婦人相談員、障害支援員、保育福祉員、保育士、子ども相談員、図書館員、公民館員等
採用日4月1日
選考方法作文・面接試験
第一次試験2月4日(日)
募集要項・履歴書1月29日(月)まで人事課(本庁舎3階)で配布、又はHPからダウンロード
申請履歴書に必要な事項を明記し、1月29日(月)までに直接人事課へ(正午～午後1時を除く)※受験資格等詳細は募集要項をご確認ください。
※障害により会場等の配慮が必要な場合には、申し込む前に必ず人事課にご相談ください。

税
平成30年度から適用される住民税(市・都民税)の主な改正点
給与所得控除の見直し
給与所得控除の上限額が左記のとおり引き下げられます。

	給与収入額(A)	給与所得控除額	給与所得額
改正前(29年度)	1,200万円以上	230万円	A-230万円
改正後(30年度)	1,000万円以上	220万円	A-220万円

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用開始
健康の維持増進および疾病

の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行っている納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合、所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。

必要書類
購入費の明細書
健康の維持増進および疾病の予防を行ったことが証明できる書類(インフルエンザ予防接種の領収書等)
※詳細は国税庁および厚生労働省のホームページをご確認ください。

医療費控除は明細書のみ添付で可
医療費控除適用の際、領収書の提出が不要となりました。領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要になります。

共通注意事項
従来の医療費控除と、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の併用はできません。また、一度申告すると当該年度の選択の変更はできません。
○明細書は課税課窓口又はHPで取得できます。
○領収書は5年間保管してください。

課税課
平成30年度の償却資産・住宅用地・住宅建替用地の申告をお忘れなく
償却資産の申告期限は1月31日(水)まで
平成30年1月1日現在、耐用年数が1年以上で取得価額が20万円以上の事業用資産(構築物、機械、車両、工具等)を所有しているかたは、償却

資産の申告が必要です。
平成29年12月上旬に「償却資産申告書」等を郵送しましたので、申告期限の1月31日(水)までに申告してください。
なお、下水道除害施設、ノンフロン製品、大気・土壌汚染に係る抑制施設、再生可能エネルギー発電設備を取得したかたには特例措置(わがまち特例)があります。また、平成29年度より、家庭的保育事業等の用に供する償却資産についても特例が制定されました。詳しくはお問い合わせください。
市内に事業用償却資産を所有しているかたについては、地方税法第394条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行うことがありますので、ご協力ください。
住宅用地・住宅建替用地の申告期限は1月22日(月)まで
平成29年中に住宅を新築したかたは、その住宅用地(自宅・アパート・居住部分が4分の1以上の併用住宅などの敷地)の申告を行うと固定資産税が軽減されます。
また、居住用の住宅用地で建替中の土地について、次の条件すべてに該当するかたも固定資産税が軽減されますので、申告期限の1月22日(月)までに申告してください。
○平成29年1月1日現在、該当する土地に住宅が建てられた
○住宅の建築が平成30年1月1日現在、着手されている
○建て替え前後の土地と家屋の所有者が原則として同一である
※土地・家屋調査の際に申告書を出したかたは、すでに申告済みのかたは、変更がない限り申告の必要はありません。

課税課
平成31年度から適用される配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて
平成31年度課税分から個人の住民税(市都民税)における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。個人住民税(市都民税)は前年所得を基に現年度課税額を決定(平成30年中の所得を基に平成31年度分を課税)しますので、本年中の所得金額が来年度の住民税額に影響します。

主な変更点
○納税者の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用不可になります。(配偶者特別控除については、従来より適用不可)
○納税者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合、納税者の合計所得金額に応じて配偶者控除額が段階的に減額します。
○配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げます。
○納税者の合計所得金額に応じて配偶者特別控除額が段階的に減額・消失します。

配偶者控除特別控除
配偶者の給与収入(合計所得金額)に応じた配偶者控除額および配偶者特別控除額

配偶者の給与収入(合計所得金額)に応じた配偶者控除額および配偶者特別控除額

配偶者の給与収入(合計所得金額)に応じた配偶者控除額および配偶者特別控除額

配偶者の給与収入(合計所得金額)に応じた配偶者控除額および配偶者特別控除額

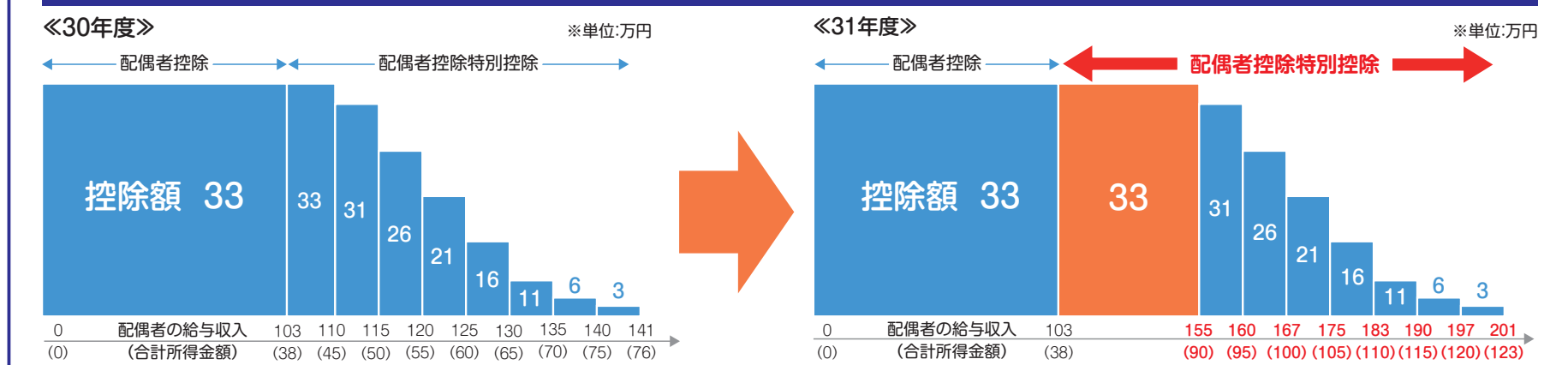
課税課

平成31年度から適用される配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

平成31年度課税分から個人の住民税(市都民税)における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。個人住民税(市都民税)は前年所得を基に現年度課税額を決定(平成30年中の所得を基に平成31年度分を課税)しますので、本年中の所得金額が来年度の住民税額に影響します。

主な変更点
○納税者の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用不可になります。(配偶者特別控除については、従来より適用不可)
○納税者の合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合、納税者の合計所得金額に応じて配偶者控除額が段階的に減額します。
○配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げます。
○納税者の合計所得金額に応じて配偶者特別控除額が段階的に減額・消失します。

【図】 納税者本人の給与収入が1,200万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)、配偶者の給与収入(合計所得金額)に応じた配偶者控除額および配偶者特別控除額



【表】 納税者本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた配偶者控除額および配偶者特別控除額

納税者本人の合計所得金額	配偶者の給与収入(合計所得金額)											
	~103(~38)	~103(~38)	~150(~85)	~155(~90)	~160(~95)	~167(~100)	~175(~105)	~183(~110)	~190(~115)	~197(~120)	~201(~123)	201~(123~)
~1,120(~900)	38	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	-
~1,170(~950)	26	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	-
~1,220(~1,000)	13	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	-
1,220~(1,000~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-